１．令和３年度公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター事業計画書

第　３１　期

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

Ⅰ．法人の全体的事項

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、船橋市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、平成４年に船橋市が財団法人として設立した。

その後、平成２０年１２月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成２３年４月１日に公益財団法人へと移行した。

以来、公益財団として中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与するために、「福利厚生事業」、「特定退職金共済事業」及び４期目となる「勤労市民センター管理運営事業」等を通じて、より良いサービスの提供と利用率の向上に努めているところである。

Ⅱ．事業活動方針

１．福利厚生事業

新型コロナウイルス感染症防止対策を取り入れた社会構造の変化に伴う、新しい生活様式に対応した福利厚生事業を展開していく。ソーシャルネットワーキング・サービスの（SNS）の活用をさらに充実させ、今年度導入する新システムとの連携により会員自らチケットの予約や申込、支払いまで窓口を介さずに行うことで利便性の向上及び運営の効率化を図る。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが提供する全国を対象とした福利厚生サービスを会員に周知し、多様化するニーズにも対応していく。

健康維持増進事業では、感染症防止対策を考慮したセミナー等を実施する。また、引き続き定期健康診断受検料の補助や、会員が個人負担をしている人間ドックやインフルエンザワクチン接種への助成等も行う。

自己啓発・余暇事業では、要望の多いスポーツ観戦、観劇、各種入場券を幅広く取扱うことで、より多くの会員が利用できるようにする。また、地元に密着した事

業を展開することはもとより千葉県内をはじめ、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターに所属する各地のサービスセンターと情報交換を図りながら共同事業等の検討を行う。

２．特定退職金共済事業

単独で退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的として実施する。そして、退職金共済制度の普及促進を図ることにより、地域経済の健全な発展に資するよう加入拡大に努める。

また、制度の安定的運用を図るため、利率改定を含めた見直しを検討する。

３．勤労市民センター管理運営事業

勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資するため、船橋市勤労市民センター条例に基づく指定管理者としてコンプライアンスが高く、公平で平等な管理運営に努めていく。またサービス向上及び利用促進策として、利用者から要望の多かった地下２階エリアの通信環境を改善し、緊急時にも対応できる環境を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな働き方に対応するため、勤労者が自宅以外のテレワーク勤務として活用できる場所を提供する。

さらに「運営協議会」や「利用者アンケート」、「ご意見回答」の設置により利用者の要望の把握に努め、利用環境改善や利用者サービスに反映させることで、更なる利便性の向上を図る。

Ⅲ. 事業内容

１．福利厚生事業（(公１）（公２）（公３）（公４）（他１））

（公１）生活安定事業

⑴生活安定事業

①　物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店等と提携し、会員証の提示により割引価格で商品購入が出来るほか、果物等良質な商品や地域に密着した船橋ブランド認証品などの地元の特産品を低廉な価格であっ旋する。

② 融資あっ旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し、以下の融資並びに利子補給を実施する。

ア. 生活資金融資

教育、り災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資をあっ旋する。

・融資限度額　　１００万円（１万円単位）
・融資の対象者　　勤続１年以上・入会６ヵ月以上経過者
・融資利率（信用保証料含む）　３．０％(年率)
・償還期間　　６０ヵ月以内（元利均等割賦償還）

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あっ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金として低利な融資をあっ旋する。

・融資限度額　　１００万円（１万円単位）
・融資の対象者　　育児休業者または家族介護休業者
・融資利率（信用保証料を含む）２．７％(年率)
・償還期間　　６０ヵ月以内（元利均等割賦償還）

ウ．融資を受けている者に対する利子補給

上記ア、イの融資に対し「(年率) １．０％」の利子補給を行う。

③ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供のため、社会保険労務士等による相談及び講座を開催する。

④ 財産形成支援事業

会員等のライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険労務士等による相談及び講座を開催する。

⑵労働時間短縮促進事業

労働時間短縮の促進について、社会保険労務士による相談及び講座を開催する。

（公２）健康維持増進事業

⑴スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業

会員等の健康の維持増進を支援するため、割引提携を行っているスポーツ施設や健康施設などにおいて、一般より低廉な価格での利用や入場券のあっ旋を実施する。

⑵レクリエーション・健康事業

会員の健康の維持増進及び家族や友人などとの充実した時間の確保を支援するための事業を実施する。

⑶健康診断等助成事業

会員の健康の保持を支援するため以下の助成を実施する。

① 人間ドック

人間ドック 助成額表	
１０，０００円以上２０，０００円未満	２，０００円
２０，０００円以上３０，０００円未満	３，０００円
３０，０００円以上５０，０００円未満	５，０００円
５０，０００円以上	８，０００円

③ 定期健康診断及び生活習慣病予防健診を実施した事業所への助成

・助成額　　年１回　１人　　８００円

④ ストレスチェックを実施した事業所への助成

・助成額　　年１回　１人　　３００円

⑤ 肺炎球菌ワクチン接種への助成（６５歳以上を対象）

・助成額　　年１回　１人　１，５００円

⑥ インフルエンザワクチン接種への助成（６５歳未満を対象）

・助成額　　年１回　１人　　５００円

⑷健康講座の開催等事業

会員等の健康維持増進を支援するための講座や、生活習慣病のリスク等を啓発する健康セミナーなどをオンラインでの開催や対面開催を平行して行う。

⑸情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で充実した家庭生活を送れるよう、船橋市保健所等と連携して、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

（公３）自己啓発・余暇活動事業

⑴割引提携事業

レジャー施設やホテル等と提携を結び、会員証の提示や割引利用券により、低廉な価格で利用できるなどの割引事業を実施する。

⑵施設利用助成事業

宿泊施設等の利用及び推奨旅行などを利用したとき利用料の一部を助成する。

① 契約宿泊施設、契約旅行会社代理店

１年を通じて、１泊につき会員２，５００円、登録家族１，２００円を最大４泊まで助成する。

② 推奨旅行

契約している旅行代理店の企画する旅行を推奨旅行として指定し、助成を行う。

⑶入場券あっ旋事業

会員及びその家族が低料金で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞、レジャー施設の利用などができるよう入場券等をあっ旋する。

また、昨年度導入した法人会員制チケットサービスである「ローチケ biz＋（ビズプラス）」は、非接触でのチケットの購入が可能であることから利用拡大に向けて周知を行い利便性の向上を図る。

⑷生涯学習等助成事業

① 生涯学習助成

生涯学習等自己啓発のため、各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

・助成額　　１回　２，０００円　　１人　年２回まで

② サークル活動助成

会員が余暇を利用し友人などと行うサークル活動に対し、活動費の一部を助成する。

・助成額　　１団体　２５，０００円（限度額）

⑸自主企画事業

会員等の充実した時間の確保、自己啓発及び余暇活動を支援するため、自主企画の各種事業を行う。

（公４）情報提供事業

⑴情報誌発行事業

○情報誌発行及び配布

各種事業の参加の促進を図るため、各種イベントや観劇チケット等の募集情報や会員事業所紹介等を掲載した情報誌（ＦＣＳニュース）を発行して会員に配布する。

・ＦＣＳニュース　６回（奇数月）

○パンフレット発行及び配布

会員加入及び各種事業の利用促進を図るため、当法人の紹介、福利厚生制度の内容等を掲載したパンフレット等を発行し配布する。

⑵ホームページ及びＬＩＮＥ＠運営事業

会員の加入及び各種事業の利用促進を図るため、当法人の紹介、福利厚生

制度の内容、提携施設、ガイドブック及びＦＣＳニュースなどを掲載するとともに、募集している事業やチケットの入荷状況等をリアルタイムで掲載する。

（他１）共済給付事業

会員が不慮の事故又は人生の節目等に際し、相互扶助の精神で死亡弔慰金、疾病見舞金及び祝い金等の慶弔金を給付する。

給付金の種類	給付金額
勤続祝金（10 年・15 年・20 年・25 年・30 年）	5,000 円
結婚祝金	20,000 円
出産祝金	5,000 円
入学祝金（小・中学校）	5,000 円
成人祝金（会員本人・満 20 歳）	5,000 円
還暦祝金（会員本人・満 60 歳）	5,000 円
傷病見舞金	10,000 円～45,000 円
死亡弔慰金	5,000 円～100,000 円
重度障害・障害見舞金	2,000 円～100,000 円
住宅災害見舞金	
火災等	100,000 円以内
自然災害	30,000 円以内
同居の親族の死亡	10,000 円

２．特定退職金共済事業（公５）

（公５）特定退職金共済事業

会員の退職後の生活基盤の安定、勤労意欲の向上及び雇用の安定を図るため、特定退職金共済事業を実施する。

＜事業内容＞

⑴加入対象事業主…船橋市内に事業所を有する者

⑵加入対象年齢……１５歳以上８５歳未満の従業員（パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む）

⑶掛金の負担……事業主の全額負担

⑷掛金の設定……１口（１，０００円）から３０口（３０，０００円）まで１口単位で自由に選択できる。

⑸掛金の変更……加入後、途中での増額または減額の変更ができる。（一定の制限あり）

⑹退職一時金……加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時

金を本人に支給する。掛金保障型の制度としている。

⑺退職一時金と年金との選択

……１０年以上の加入者は、一時金または年金（１０年間）の選択ができる。

⑻遺族一時金……加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。

⑼解約手当金……契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

３．勤労市民センター管理運営事業（(公６）（他２）（収１））

（公６）（他２）勤労市民センター管理運営事業

会議室、ホール等について、専門的知識や技能等の普及、健康づくりなどの公益目的のために利用する団体への貸与を行うとともに、施設を効率的に運営するため、公益目的以外で利用する団体への貸与も行う。

また、勤労市民センター設置理念に基づき、勤労者や市民の利用しやすい施設として適正な管理運営を行うとともに、利用者の意見を運営に反映させ更なる利便性の向上に努めることはもとより、広報や民間メディアのほか、ホームページやＳＮＳ等で積極的に情報発信を行い、多様な自主事業を展開して利用促進を図る。特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな生活様式に対応するため、勤労者が自宅以外のテレワーク勤務として気軽に活用できるスペースを提供する。

利用促進に向けた具体的な事業として、以下の事業を開催する。

・市民や勤労者の方を対象としたストレッチや癒しヨガ等の健康体操教室

・スマートフォン講座や語学講座など多様な教養講座

・ホールを活用したジャズコンサート

・レクリエーションルームを活用した無料卓球開放

さらに、近隣小学校、公共施設との連携を図り、地域とのつながりを深め、施設の活性化へ向けた取り組みを行う。

その他、非常災害時の宿泊可能施設としての役割を効果的に発揮するため、船橋市と協力して避難者受け入れ体制の構築を図るなど施設の安心・安全の確保に努める。

（収１）売店等貸与事業

勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、センターの

施設の一部について飲食系専門業者に貸与するとともに、飲料水の自動販売機及び利用者用コピー機を設置する。